

企画提案公募型事業者選定実施要領

【伴走型中小企業経営支援（試行事業）業務等委託】

募集告知	令和7年8月22日（金）
参加表明書等提出期限 及び 質問受付期限	令和7年9月 5日（金）午後3時
応募資格審査結果通知 及び 質問に対する回答	令和7年9月12日（金）（予定）
企画提案書等提出期限	令和7年9月19日（金）午後3時
応募者確定通知 及び ヒアリング実施通知 ※ヒアリングの実施	令和7年9月26日（金）（予定） 令和7年10月3日（金）（予定）
選定結果通知予定時期	令和7年10月下旬（予定）
契約締結予定時期	令和7年11月下旬（予定）

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区役所8階

中野区総務部契約課契約係

TEL 03-3228-8903

E-mail keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 公募の趣旨

区は、区内中小企業の課題解決と発展を目指して、支援機関や経営者等との連携によるコーディネーターを中心とした「伴走型中小企業経営支援体制」(※1)を令和8年度から導入し、経営相談窓口を設置するため、令和7年度はその課題の抽出と仕様の改善を主な目的として「伴走型中小企業経営支援体制」を試行的に整備する。加えて、支援体制の拠点となる「中野区産業振興センター」を、経営者や区民が集い新たな価値が生まれる場所とするために、既存施設の改修に向けた空間デザイン業務を含めて一体的に実施する。

本件業務の委託にあたっては、企画提案公募型事業者選定方式により広く事業者を募集した上で事業者からの企画提案を受け、その内容を評価するとともに、事業者の本件業務に対する技術力・業務遂行能力、信頼性・社会性及び見積額等を総合的に判断し、最適な事業者を選定する。

※1「伴走型中小企業経営支援体制」の考え方

専門性を有するコーディネーターが、中小企業経営者等の課題を棚卸し、金融相談をはじめとしたコンサルティングを行うとともに、悩みや状況に応じて適切な窓口へつなぎ（経営者グループのサポートを受けることを含む）、中小企業の創業、経営改善・売上向上、事業承継、事業再生、廃業などを包括的に支援する。また、継続して行った相談記録をコーディネーターに集約し、今後の支援に活かしていく。

2 委託内容

伴走型中小企業経営支援（試行事業）業務等委託（詳細は別添仕様書のとおり）

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 委託業務実施場所及び委託料

委託業務の実施場所、所在地及び委託料の予定価格（消費税相当額を除く）は、次の表のとおりとする。

実施場所	所在地	予定価格
中野区産業振興センター	東京都中野区中野 2-13-14	16,827,800円

※委託経費見積額がこの表の予定価格を超えた場合は、失格とする。

※予定価格とは、委託経費の概算見積額をいう。

5 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。そのいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

- (1) 中小企業庁「経営革新等支援機関」として認定されていること。
- (2) 国・都道府県・区市町村等の公共機関または民間企業から、中小企業者に対する伴走支援業務(※)について、令和4年4月1日から令和7年8月21日までの間に受託完了した実績があること。(契約書や業務報告書等で確認できるもの、かつ、履行期間が1年以上のものに限る。)

(※伴走支援の定義)

継続的な対話やサポートを通じて経営課題を抽出するとともに、事業者自身が課題に気づき能動的な行動を起こすよう、事業者の現状や成長段階に応じた支援を行いながら、自己改革と自走の達成に向け、事業者と共に課題解決を図るもの。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。
- (4) 参加表明時に東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。
- (5) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
- (6) 中野区契約における暴力団等排除要綱（2012年中野区要綱第148号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

6 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス（L o G o フォーム）により申し込むこと。

(1) 提出書類（データ）及び提出期限

		提出書類（データ）		書式	ファイル形式	提出期限
ア 参加表明時	必須	①	参加表明書	様式1号	P D F ファイル を電子添付	令和7年9月5日(金) 午後3時まで
		②	事業者申告書	様式2号		
		③	業務実績等調査票	様式3号		
	任意	※	質問書 (ある場合のみ)	質問書様式	E x c e l ファイルを電子添付	
イ 参加申込時	必須	⑤	参加申込書	様式4号	P D F ファイル を電子添付	令和7年9月19日(金) 午後3時まで
		⑥	企画提案書 (表紙・本文)	様式5号		
		⑦	見積書	様式6号		

(2) 提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出してください。

ア 参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス（L o G o フォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して（必要書類P D F 添付含む）、下記の受付期間中に送信すること（窓口、郵送、F A X または電子メールによる提出は不可）。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定（募集中）」：

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html>

（右の二次元コードからアクセス可→）



◆受付期間：令和7年8月22日（金）

～令和7年9月5日（金）午後3時必着

なお、参加表明にあたっては、応募者の代表者印を確認するために、東京都電子自治体共同運営電子調達サービス受付票（印鑑証明書を含む）のPDFファイルを添付すること。

イ 参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限：令和7年9月19日（金）午後3時必着

ウ なお、失格の場合もその旨を電子メールで令和7年9月12日（金）までにお知らせする。令和7年9月16日（火）までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課（電話：03-3228-8903）へ連絡すること。

（3）注意事項

- ア 参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。
- イ 所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。
- ウ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。
- エ 受付期間中に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。
- オ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は責任を一切負わない。
- カ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用する。

（4）企画提案書の作成における注意事項

- ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。
- イ 「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。（例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む）なお、そのような記載があった場合には受理しない。
- ウ A4判縦左綴じ、文字の大きさ10.5～12ポイント、本文10ページ以内とし、ページ番号を付すること。
- エ ファイル形式はPDFとし、保護をかけないこと。
- オ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

（5）提出書類の審査

前記（2）によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

- ア 電子申請サービス（Log o フォーム）により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「5 応募資格」で定める各要件の適否等の状況を区で確認する。
応募資格審査結果は、令和7年9月12日（金）までに電子メールにより通知する。
なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。
- イ 上記アの通知後、電子申請サービス（Log o フォーム）により、参加申込に係る有効な申請

を行った者について、提出書類の確認を区で行う。

提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を、令和7年9月26日（金）までに電子メールにより通知する。

なお、提出書類について、区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

7 質問及び回答

(1) 質問方法（質問がある場合のみ）

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前項「6（2）ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス（L o G o フォーム）に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接、電話等で問い合わせること。

(2) 質問期間

令和7年8月22日（金）から令和7年9月5日（金）まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和7年9月12日（金）までに、前記「6（5）ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

8 ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。

(1) ヒアリング実施通知の発送日（予定）

令和7年9月26日（金）

(2) ヒアリングの実施（予定）

令和7年10月3日（金）

(3) 場所

中野区役所

なお、詳細は前記（1）の通知により確認すること。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

9 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

別添、評価基準表のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、令和7年10月下旬頃に書面で通知する予定である。

(4) 契約締結候補者の決定

交渉順位第1位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

(5) 失格とする場合

企画提案書による評価点（書類審査及びヒアリング審査）のうち、書類審査の評価点合計が16点未満、ヒアリング審査の合計点が4点未満、書類審査（提案内容）の評価13項目のうち2項目以上が1点未満のいずれかの場合は、契約交渉の相手方としない。

評価点合計 99点

①技術力評価 81点		②信頼性・社会性 8点	③価格点 10点
実績	企画提案・ヒアリング		
3点	78点		

※ 価格点 = $50 \times (1 - \text{見積金額} / 16,827,800 \text{円 (予定価格)})$
ただし、価格評価の上限は10点とする。

1.0 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット上にて公表する。

1.1 その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は原則認めない。

イ 提出書類の返還は行わない。

ウ 区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「6参加申込方法（4）企画提案書の作成における注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。

(3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。

(5) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

1.2 問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所8階窓口）

〒164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号

電話番号 03-3228-8903（直通）

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp